



高知県立消費生活センター

地域見守り情報

第136号

賃貸住宅の退去時のトラブルについて

春は、進学や就職、転勤などで賃貸住宅を契約したり退去したりすることが多くなる季節です。特に、退去する際に高額な原状回復費用を請求される等のトラブルが起っています。

【県内事例】

1年9か月ほど前に、友人の紹介で今の賃貸住宅を契約したが、安くて住みやすい住宅を見つけたため退去したいと不動産業者に相談したところ、賃貸契約は2年になっているので、退去するなら1か月分の家賃を余分に支払ってもらい、敷金は返還しないと言われた。

契約書をもらった記憶がないので、業者に内容を確認したいと申し出たが、紛失して手元にないとのことだった。

(60代 男性)

アドバイス

- 1 入居するときの注意点
 - ・契約書の内容をよく確認し、わからないことは説明してもらいましょう。
 - ・契約書は大事に保管しましょう。
 - ・部屋の状況を、貸主立ち会いのもと確認し、チェックリストや写真など残しておくといでしよう。
- 2 退去の時の注意点
 - ・貸主と一緒に部屋の状況を確認し、修理費用を請求された場合は、修理明細をもらいましょう。
 - ・原状回復については、国土交通省が作成した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」と高知県内の不動産業界が策定した「高知県ルール」で、貸主・借主の負担割合等について、一般的な基準が示されています。
トラブルが起こった場合は、ガイドライン等を参考に話し合って解決しましょう。
- 3 敷金等のトラブルでお困りの方は、消費生活センター等にご相談ください。

※高知県司法書士会と共催で無料法律相談会「賃貸借トラブル110番」を開催します。

- 日 時：4月12日（日）10時～15時
- 場 所：高知県立消費生活センター
- 相談方法：時間内に来所又はお電話で。（予約不要）
- 電 話：088-824-0999「賃貸借トラブル110番への相談です」とお申し出ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999